

経済産業省が推薦を行っている 褒章制度について

令和7年6月

経済産業省

大臣官房秘書課、経済産業政策局、中小企業庁

<目次>

- I 経済産業省が推薦している褒章候補者の種類 2
- II 都道府県から推薦可能な制度に係る推薦基準について
 - 1. 藍綬褒章
 - (1) 社格推薦 (①中堅・中小企業：経営革新) 3
 - (2) 社格推薦 (①中堅・中小企業：ベンチャー) 4
 - (3) 団体格推薦 5
 - 2. 黄綬褒章 6

I 経済産業省が推薦している候補者の種類について

1. 藍綬褒章

(1) 社格推薦

大企業、中堅・中小企業の経営者（最高経営責任者に限る）を推薦

- ①大企業 業種ごとに定める売上高基準以上の売上高がある企業
- ②中堅・中小企業 上記の基準以下の企業（≡中小企業）で、革新的な経営などで売上顕著な企業経営者

(2) 団体格推薦

各種団体における長歴等経験者（副歴含む）を推薦

- (1) 商工会議所 各商工会議所の会頭、副会頭 等
- (2) 商工会 全国連、県商工会、単位商工会の会長、副会長
- (3) 中央会 全中、県中央会の会長、副会長
- (4) 商店街 全国、県商店街振興会の理事長、副理事長
- (5) 業種団体 全国、県域団体の会長、副会長
- (6) 弁理士 弁理士会の会長、副会長

(3) その他の推薦（公同の事務、JISC委員）

- (1) 統計調査員 長きにわたり、統計調査業務に従事した方
- (2) JISC（工業標準調査会）委員 長きにわたり委員を務めた方

2. 黄綬褒章

・企業経営者（個人経営も含む）など 業務に精励し、民衆の模範となる方

Ⅱ 都道府県から推薦可能な制度に係る推薦基準について ①

1. 藍綬褒章

(1) 社格推薦 (①中堅・中小企業：経営革新)

1. 対象となる企業

経営革新を行い企業規模を伸長させた企業

2. 総業務歴概ね15年以上（14年～）社長歴3年以上の、2代目以降の現職の経営者

3. 売上高大幅伸長（元々の額にもよるが、原則倍以上が望ましい）

4. 顕著な（特色のある）業績のある者（一定のシェアを確保し、企業名・製品名等が普及している等）

又は、経営革新（異業種参入、画期的経営手法の確立等）を行い、企業規模を伸長させた者

5. 社長在任時の直近5年間で赤字がないこと（特殊要因による赤字は除きます。）

6. 新聞雑誌メディアなどで客観的な評価があることが望ましい。

（推薦検討に当たっての留意事項）

- ・褒章は、原則として現職の経営者が対象。（元職でも理由によっては推薦可能）
- ・4.の要件については、単なるメニューの多様化等は不可。（単なる新商品の開発などは×）
- ・赤字要件は、大規模な設備投資、世界同時株安といった特殊な理由によるものは考慮されます。
- ・客観的評価については、雑誌や新聞記事などの紹介記事が一般的です。

Ⅱ 都道府県から推薦可能な制度に係る推薦基準について ②

1. 藍綬褒章

(1) 社格推薦 (②中堅・中小企業：ベンチャー)

1. 対象となる企業

新規性・革新性のある業を起こし、その業を継続・発展させた企業

2. 総業務歴5～15年、社長歴5年以上、現職の創業者

3. 業績顕著なこと

4. 他社が容易に模倣できない技術を要し、当該企業が初めて開発した製品やサービスを提供する業を起こし・発展させた者

5. 企業として社会に定着するとともに、生産している製品が世の中に広く流通し、衆民が利益を享受していること

6. 社長在任時の直近5年間で赤字がないこと（特殊要因による赤字は除きます。）

7. 新聞や業界紙などで顕著な評価を得ている、国際的に高く評価されていること

（推薦検討に当たっての留意事項）

- ・褒章は、原則として現職の経営者が対象。（元職でも理由によっては推薦可能）
- ・事業の将来性が有望であること（第3者の評価）
- ・赤字要件は、大規模な設備投資、世界同時株安といった特殊な理由によるものは考慮されます。
- ・客観的評価については、雑誌や新聞記事などの紹介記事が一般的です。

Ⅱ 都道府県から推薦可能な制度に係る推薦基準について ③

1. 藍綬褒章

(2) 団体格推薦

1. 対象となる団体、対象者

①全国団体

構成員販売額が300億円以上で、概ね30以上の都道府県の区域で相当数の構成員（60%以上）が活動している団体の長。

②県域・ブロック団体

構成員販売額が30億円以上で、活動区域内の概ね過半数の市町村で相当数の構成員（60%以上）が活動している団体の長。

③商工会の会長

2. 業務歴

①全国団体

・役員歴概ね15年以上、長歴1年以上 又は 副歴3年以上
（構成員販売額1000億円以上の団体は、役員歴概ね10年以上で可）

②県域・ブロック団体

・役員歴概ね15年以上、長歴3年以上 又は 長歴・副歴通算で5年以上（うち長歴1年以上必須）

③商工会

・役員歴20年以上。うち、長歴10年以上 若しくは 県商工会連合会の役員歴10年以上

（推薦検討に当たっての留意事項）

- ・役員歴は理事以上が対象。ただし、顧問、監事、評議員、相談役、名誉職は含まない。
- ・褒章受章先例（H15年春以前の黄綬含む）が必要。なお、同じ傘下団体で他の都道府県の受章先例があれば、先例有りとして可。（要事前相談）
- ・叙勲でも擬叙可能な場合は、叙勲推薦とすること。
- ・役員歴「概ね15年」の範囲は14年以上、「概ね10年」の範囲は9年半以上。（なお、別途、特別功績が必要です。）

Ⅱ 都道府県から推薦可能な制度に係る推薦基準について ④

2. 黄綬褒章

1. 対象となる者

一般の人々の模範となる事績や技術開発等の功績を有する、従事している業務における、原則として現職の代表者（企業の場合は経営者）

2. 業務歴

- ・概ね20年以上（同一業務）
- ・従事している業務に関連した都道府県の区域以上を活動範囲とする団体の役員（市町村の区域の場合は長）歴2年以上

3. 都道府県知事又は経済産業大臣若しくは他府省大臣から生業に係る表彰歴（個人表彰）

4. 社長在任時の直近5年間で赤字がないこと（特殊要因による赤字は除きます。）

5. 新聞雑誌メディアなどで客観的な評価があることが望ましい。

（推薦検討に当たっての留意事項）

- ・従事している業務が他省庁所掌業種の場合、団体歴が経済産業省所管団体である必要があります。
- ・赤字要件は、大規模な設備投資、世界同時株安といった特殊な理由によるものは考慮されます。
- ・客観的評価については、雑誌や新聞記事などの紹介記事が一般的です。

★★本資料に関するお問い合わせ先★★

○制度全般

経済産業省 大臣官房秘書課 栄典担当

電話 03-3501-1708（直通）

共通アドレス (bzl-keisansyo-eiten@meti.go.jp)

○中小企業向け企業経営者叙勲の推薦要件に関するもの

経済産業省 経済産業政策局 業務管理官室 栄典担当

電話 03-3501-1673（直通）

堀越 (horikoshi-minoru@meti.go.jp)

猪又 (inomata-moeri@meti.go.jp)

○業種団体、中小企業関連団体の推薦要件に関するもの

経済産業省 中小企業庁 業務管理官室 栄典担当

電話 03-3501-1762（直通）

五十嵐 (igarashi-yasuko@meti.go.jp)

首藤 (shuto-mikiko@meti.go.jp)

川島 (kawashima-sakura@meti.go.jp)